

(別添2)

## 事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 長野市東部保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 全体的な計画の編成	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</li> <li>■ 2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</li> <li>■ 3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</li> <li>■ 4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。</li> <li>■ 5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</li> </ul>	・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法等の趣旨を踏まえた「長野市保育理念」「基本方針」を基に、スローガン「ともだちいっぱい うーんとわくわく とうぶのこ」を掲げている。また、園の目標として「よく食べ元気に遊ぶ子ども」「思いやりのある情緒豊かな子ども」「よく見、よく聞き、考えて行動する子ども」「自分の思いを表現できる子ども」を定め、目指す姿として具体的に取り組んでいる。更に、それらを基に、子どもの発達過程、家庭状況、地域の実態も考慮して、全職員が参画し「全体的な計画」を作成している。「全体的な計画」に沿って年齢別の「年間指導計画」を4期に分けて作成し、「ねらい」「養護」「教育」等を細かく記載し、より具体的に月案、週日案を作成し、実践に繋げている。保育理念、目標等は保育室に掲示し、職員の意識の高揚を図っている。年度末には全職員で「全体的な計画」の評価、見直しを行い、子どもの年齢に合った過程を検討し、新年度に繋げている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。</li> <li>■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</li> <li>■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</li> <li>■ 9 内装等には、木材を利用している。</li> <li>■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</li> <li>■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</li> <li>■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</li> </ul>	<p>・「保育・環境マニュアル」を基に、子どもが快適に過ごせるように「保育環境チェック項目」で確認し、環境を整えている。保育室には温湿度計を設置し、エアコン、暖房器具、加湿器などで温度、湿度を調整し、小まめに換気を行っている。室内の明るさや声の大きさ、CD音量などにも配慮している。園内にリスクマネジメント委員会を設け、遊具点検、保育設備、玩具等の安全、衛生などをチェックし記録も残し、職員会ではヒヤリハットなども報告し、子どもが安心して過ごせるようにしている。遊具の安全点検は毎日行い、園内の安全点検は安全点検表、寝具の衛生管理は寝具の衛生チェック表を用いて点検し、また、「保健マニュアル」なども使い安全と衛生管理に努めている。寝具は定期的に持ち帰ってもらい衛生に気を付けている。内装には木材が多く使われ温かみを感じられる。トイレ・水回りの環境整備も行われ、机、ロッカー、ドアなどの危険箇所にはガードをつけ、安全に過ごせるように配慮している。部屋や廊下にカーペット、マット、ソファを置き、子どもが安心してくつろいだり、絵本を見たりすることができるように落ち着ける場所を整えている。食事と睡眠の場所を分け、光や音量、刺激の精選等も行い、落ち着いて過ごせるように配慮している。手洗い場、トイレは明るく清潔に保たれ、扉などには指鉋が起きないように注意を促すマークを付け、安全への配慮を行っている。</p>
			② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</li> <li>■ 14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</li> <li>■ 15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</li> <li>■ 16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</li> <li>■ 17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</li> <li>■ 18 せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</li> </ul>	<p>・一人ひとりの個人差や発達段階を把握し、寄り添いながら、基本的な生活習慣を身につけることができるように環境を整備し、援助を行っている。保護者記入の「家庭の調べ」を基に個別懇談を行い、一人ひとりの発達状況を把握して個別の指導計画を作成し、子どもの状態に応じた保育を行っている。一人ひとりの発達状況を職員会議で報告し、情報を共有し合いながら職員の連携を図っている。特別な配慮が必要な子どもについては保護者ニーズを把握して職員会で話し合い、共通理解のもと全職員で連携を図っている。個別の支援計画に沿って援助を行っている。自分の気持ちを十分に伝えられない子どもには、温かく寄り添い、表情や仕草から気持ちをくみ取り、欲求を受け止め、安心できるように心掛けている。「子どもを尊重する保育～保育士のかかわり～」等で言葉の大切さ、言葉遣いや話し方等を学び、否定的な言葉や急かさ言葉、制止する言葉は使わないようにし、年齢や月齢に合わせて分かりやすい言葉がけを行い、子どもが理解をし、自ら行動できるように工夫をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</li> <li>■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</li> <li>■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</li> <li>■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</li> <li>■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</li> </ul>	<p>・一人ひとりの発達段階を把握し、寄り添いながら基本的な生活習慣が身につけられるように環境を整備し援助している。自分でやってみようとする気持ちを大切に、できることは見守りながら、月齢・年齢や個人差に配慮し、食事・排泄・睡眠・衣服の着脱・清潔等の生活習慣を身につけられるように声掛けし、できないところはさりげなく援助している。できた時は褒めて、達成感や満足感を持ち自信に繋がるように配慮している。戸外で十分に体を動かして活動をし、生活のリズムを整え、食事や休息が規則正しくできるように工夫している。子どもの状態を常に把握し、気温や湿度にも留意し活動を行い、体調が悪いときは保護者に連絡を取り、必要に応じて横になって休めるよう配慮している。未満児は一人ひとりのリズムに合わせて食事や睡眠が取れるように留意している。絵本、紙芝居、イラストなどの教材を活用し、歯磨きや手洗いの仕方などの基本的な生活習慣を視覚からも理解できるようにし、また、職員が手本となって一緒にを行いながら大切さを伝えている。</p>
			④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</li> <li>■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</li> <li>■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</li> <li>■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</li> <li>■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</li> <li>■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</li> <li>■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</li> <li>■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</li> <li>■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</li> </ul>	<p>・年齢、発達に応じて遊びに興味を持ち、子どもが主体的に活動できるように環境を整えている。子どもが自分で好きな遊びを選ぶように玩具や可動式の遊具を園庭に配置し、興味の変化に応じて自由に使えるようにしている。園庭には色水遊びができる植物や観察を楽しめる野菜を植え興味や関心に繋げ、安全マットを子どもでも取り出しやすい所に設置し、タイヤ・ビールケース・板なども置き、自由な発想で友達と協力して楽しく安全に遊べるように整えている。子ども達は登園後すぐ園庭に出て遊んでおり、年長児はサッカーやドッジボールの集団遊びを好むことから、年下児が安全に遊べるようにエリアを分けるなどの工夫をしている。全園児が鬼ごっこ、体操、マラソン等を毎日行い、体を動かして十分遊ぶことができるように援助し、様々な経験ができるように工夫をしている。ルールのある遊びや集団遊び、散歩を多く取り入れ、友達との関わりを大切に、助け合いや協力して活動できるように保育士も一緒に遊びながら援助を行っている。保育士も必要以上に言葉がけをせず、友達同士の関わりが生まれるように援助し、トラブルがあった時こそ人間関係を育むチャンスと捉え、保育士が仲立ちして相手の気持ちに気付けるようにしている。当園では信州やまほいくの認定を受け、戸外遊びや散歩などの活動を多く取り入れている。園庭周辺には桜、柿、どんぐり、柳などの多くの樹木が植えられ、四季の花、実りを身近に感じることができ、花壇やプランターでトマト、さつまいも、つるむらさき、きゅうり等の野菜や草花を栽培し収穫を楽しみ、また、園周辺でカエルやバッタなども見つけ、観察、飼育を行い、命の大切さを感じている。当園にはいくつかの散歩コースがあり、地域の方々と触れ合い、公園でのマナー、交通ルールなども学んでいる。歌、遊戯、楽器遊び、劇遊びなどの活動を取り入れ、発表（運動会、楽しみ会、世代間交流等）の機会もあり、楽しみながら行う中で、友達と協力する姿も育っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。</li> <li>■ 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。</li> <li>■ 36 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。</li> <li>■ 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。</li> <li>■ 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。</li> </ul>	<p>・公立園としての「教育・保育の手引き」「保育マニュアル」を基に、研修を行い、一人ひとりの発育や発達を把握し、個別指導計画を毎月作成し、保育と教育が一体的に展開されるように環境を整え、保育内容や方法にも配慮して保育を実践している。子どもの表情や仕草から思いをくみ取り、優しく声掛けをし思いが表せるように応答的に関わっている。また、特定の保育士が一对一で関わり、抱っこやおんぶなどスキンシップを大切に、安心して過ごし愛着関係を育むようにしている。子どもの発達、興味や関心を捉え、自分で好きな遊びが選べるように手作り玩具など五感で楽しめる玩具や可動遊具を配置している。更に、発達や興味に即した教材を手作りし、遊ぶ様子を把握して数量の増減を行い、安全な環境づくりをしている。ベビーベットを置き、眠くなったらいつでも安全に眠ることができ、つかまり立ち、這う、登るなどの環境を整え、発達を促すように配慮している。離乳食に関しては、保護者を交え調理員と相談しながら情報共有を行い、無理なく進めている。保護者とは個別懇談や保育参加、クラスだより、おたより帳等を活用して連携を図り、特に送迎時に日々の様子を伝え合っている。</p>
			⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分であろうとする気持ちを尊重している。</li> <li>■ 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。</li> <li>■ 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。</li> <li>■ 43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。</li> <li>■ 44 保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。</li> <li>■ 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。</li> <li>■ 46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</p> <p>■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。</p> <p>■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</p> <p>■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</p> <p>■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</p> <p>■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p>■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。</p> <p>■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</p>	<p>・3歳児、4歳児、5歳児についてはそれぞれ1クラスずつあり、年齢に応じた年間指導計画、月案、週日案を作成し保育を行っている。3歳児については興味を持って遊び、落ち着ける場所などの環境を整え、図鑑などで調べ、飼育ケースを置き、愛情を持って関われるように援助している。4歳児については友達との関わりが深まる遊びを取り入れ、パラバルーンに挑戦したりカエルハウスを作ったりと自分の気持ちを伝えながら協力して楽しく活動できるように援助している。5歳児については「サークルタイム」を取り入れ、友達の発言を聞き、認め合い、協力して活動を行い、満足感や達成感が得られるように援助している。また、自分の気持ちや考えを伝え合ったことが遊びに反映し、発展ができるように配慮している。年長の子ども達が就学する小学校の教師が小学校の夏休み等に来園したり、子ども達の様子を見たり担当の保育士と懇談したりするなど、幼保小連絡会や保育要録等でも保育園での育ちを小学校へと繋げている。</p> <p>・園舎内はバリアフリーになっており、バギーを使用する等、特別な配慮が必要な子どもの受け入れに配慮している。「保育業務支援システム」の中の「発達記録」でその子の発達状況を把握し、具体的な支援方法についてカンファレンスを行い、共育を念頭に置きながら個別の支援計画を作成し、自己発揮できるように一人ひとりの状態に合わせて支援を行っている。また、「全体的な計画」に「インクルーシブ保育」の欄を設け、全ての子ども達が日常生活や遊びを通して共に育ち合えるように配慮し実践している。保護者とは小まめに連絡を取り合い、園の様子を伝え、相談のったり、情報交換を密にして連携を取っている。加えて、特別支援教育・保育コーディネーターを園内に配置し、子どもの様子を見て、活動上のアドバイスや相談のり、更に、特別支援に特化した講師による講演会の動画を職員会議で視聴し、知識や技術を学び、統一した援助方法が出来るように工夫し、保育の質の向上につなげている。常勤職員だけでなく、パートや加配保育士にも、資料を通して共通理解を図り、一貫した支援が出来るように工夫している。保育士はコーディネーターに相談し、助言を受けながら支援計画を立案し、環境整備や援助の方法を考え、子ども同士の関わりの中で、他の子どもと共に成長できるように支援している。特別な配慮が必要な子どもについては、「にこにこ園訪問」でこども総合支援センターの職員に相談するなどし、指導を受けている。保護者には「にこにこ園訪問」や「教育相談」、「言語相談」など、必要な情報を提供し、希望者には相談の機会を設けている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</li> <li>■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</li> <li>■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</li> <li>■ 62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</li> <li>■ 63 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</li> <li>■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</li> <li>■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</li> </ul>	<p>・市としての「保育マニュアル」があり、「全体的な計画」に「長時間にわたる保育の実施及び配慮」の欄を設け、保育内容や配慮事項について連続性のある計画を作成し、異年齢保育を行っている。幼児と未満児は分け、保育室にはカーペットやござを敷き、ブロック、粘土、パズルなどを置き、衝立などでコーナー分けをし、ゆったりと安全に過ごせるように環境を整えている。人数が少なくなった時間帯は幼児と未満児と一緒に過ごし交流しており、安全面には特に気を付けている。園での生活時間が長いので、体調に留意し、発散、集中、リラックスなど静と動のバランスや調和を図り、家庭的で安心してゆったり過ごせるように配慮している。担当保育士への引継ぎは口頭やメモを使い、担任は昼間の様子を確実に伝え、用紙は引継ぎノートに保管している。保護者には様子をしっかりと伝え、内容により担任が直接伝えている。長時間にわたる保育の子どもの状況については、口頭で担任に伝えている。</p>
			<p>⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</li> <li>■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</li> <li>■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</li> <li>■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</li> <li>■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3) 健康管理	<p>① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p> <p>② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p> <p>a</p>	<p>■ 71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。</p> <p>■ 72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。</p> <p>■ 73 子どもの保健に関する計画を作成している。</p> <p>■ 74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。</p> <p>■ 75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。</p> <p>■ 76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。</p> <p>■ 77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。</p> <p>■ 78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。</p> <p>■ 79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</p> <p>■ 80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</p> <p>■ 81 家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</p>	<p>・公立園としての「保健マニュアル」があり、一人ひとりの「家庭の調べ」「緊急連絡カード」や保護者との個別懇談会等で健康状態を把握している。「保健マニュアル」に基づき保健計画を作成し、身体測定、歯科検診、内科健診、視力検査（4、5歳児）、尿検査（4、5歳児）、毎月の体重測定を実施し、日ごろの身体の様子を把握し、発育や発達に適した生活を送る指標として職員間で確認している。体重を含めた身体測定の結果は「保育業務支援システム」に記録している。保護者は「保育業務支援システム」により測定結果などの情報を知ることができ、子どもの成長を個別に確認できるようにしている。歯科検診・内科健診は年2回、体重測定は毎月、身長測定は年3回、胸囲・頭囲測定は年2回、視力測定と尿検査を4・5歳児に年1回行っている。看護師が常勤し、怪我や体調変化時にはフローチャート等に基づき園長に報告するとともに保護者にも速やかに連絡をし、降園後の状態の確認も行っている。健康に関する取り組みや情報は「入園のしおり」や「園だより」「保健だより」で配信し、感染症の発生時には、園長が「保育業務支援システム」で発生状況を保護者に配信し、園内にも発生状況を掲示して周知している。換気や玩具の消毒、身の回りの拭き掃除等をこまめに行い、感染症の予防に努めている。SIDS(乳幼児突然死症候群)の研修を行い、未満児は5分間隔、幼児は30分間隔で午睡チェックを行い、チェック表に記録している。保護者にはSIDSへの取り組みについておたよりや懇談会で情報提供し、11月の防止月間にはポスターを掲示して注意を促している。</p> <p>・内科健診、歯科検診、胸囲・頭囲測定をそれぞれ年2回、毎月の体重測定、身長測定は年3回、年中・長児は視力検査・尿検査を年1回行い、健診結果を「保育業務支援システム」に入力し、指導計画の健康に関する部分（生命の保持、健康、食育等）に反映し、それに基づいて保育を行っている。職員は「保育業務支援システム」で身体測定結果の推移を確認することができ、職員会議でも周知を図っている。幼児は歯科衛生士より歯の大切さや歯磨きの仕方などの指導を受け、日々の歯磨き時には職員が仕上げを丁寧に行い虫歯予防に努めている。保護者には「保育業務支援システム」等で結果を配信し、必要に応じて受診を勧めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</li> <li>■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。</li> <li>■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・アレルギーのある子どもについては厚生労働省のガイドラインや「誤食を防ぐための配膳手順」を基に、食事の提供を行っている。除去食提供については保護者と園長、栄養士、調理員等で入園前に面談を行い、主治医が記入した生活管理指導表を基に確認を行っている。保護者には毎月の献立表の確認をしていただき、アレルギーチェック表に記入し、安全な食事を提供している。年度初めに全職員でアレルギーのある子どもの状態、情報を職員会議で周知している。調理員がアレルギー研修に参加し、園内研修も行い、職員間で共通理解を図っている。食事提供時には調理員、保育主任(園長)、担任で確認を行い、トレーやプレートを使用して机を分け、注意を払い提供している。職員は除去食を提供する日に事務室の連絡表を見て、担当クラスを対象とする子どもがいない時にも確認している。アレルギーについては幼児にはわかりやすく説明し、未満児については保護者に説明をし理解を図っている。</p>
		(4) 食事	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</li> <li>■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</li> <li>■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</li> <li>■ 91 食器の材質や形などに配慮している。</li> <li>■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</li> <li>■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</li> <li>■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</li> <li>■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</li> </ul>	<p>・園目標に「よく食べ元気に遊ぶ子ども」を掲げ、「全体的な計画」「月案」に年齢に応じた食に関する具体的な計画を立て取り組んでいる。戸外で体を十分動かして遊び、空腹感を感じ、楽しく、美味しく食事ができるように心掛けている。また、食べられる量や苦手な食べ物を把握し、決して無理はさせず少しでも食べられれば誉めて、自信へと繋げている。幼児組は、自分の食べられる量を保育士に伝えられるような配慮をしている。年間の「食育計画」を立案し、「野菜の日(毎月8日)」「食育の日(毎月19日)」「和食の日(11月11日)」などには「はてなボックス」で食材に触れたり、さばぶしの「出汁」を味わったり、にぼし、こんぶ、かつおぶしを見比べたりした。年長児は食育ボードを使い食材と体への働きを知るなど、食への興味・関心を高めている。幼児は食育月間に「わくわくデー」を企画し、保育室をレストランに見立て、異年齢で好きな遊びをし、お腹が空いたら好きなレストランへ行き、楽しく食事をしている。市共通の献立は1ヶ月に2度同じメニューが出ることで、目と味にもなれる工夫がされている。未満児については「食事調査票(0・1歳児)」を基に保護者と調理員が話し合うと共に提供を行い、「3歳未満児給食の手引き」等に沿い調理法や量に配慮し、毎月給食会議を開き援助している。園庭や畑で野菜(トマト、さつまいも、つるむらさき、きゅうり等)を育て、成長観察や収穫を楽しみ、給食へも取り入れ関心を高めている。保護者には「園だより」「献立表」「食育だより」を「保育業務支援システム」で配信し、食育への取り組みについて知らせ、玄関前には給食サンプル、食育ボードを掲示して内容を伝えている。</p>



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(4)	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</li> <li>■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</li> <li>■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとしている。</li> <li>■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</li> <li>■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。</li> <li>■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</li> <li>■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</li> <li>■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</li> </ul>	<p>・子どもの発育、発達に合わせ調理をし、食事を提供している。離乳食は家庭状況、発育に応じ、保護者、調理員、担任と話し合い、無理のないように形状、量を考え進めている。子どもの食べる量、好き嫌いを把握し、子どもの様子を見ながら無理強いすることなく、完食することで自信と満足感が持てるように援助している。食材はできるだけ国産、県内産を使用し、季節に合った野菜、果物を提供している。市保育・幼稚園課の栄養士を始めとした献立検討委員会で献立内容を検討し、郷土食（おやき、こねつけ、にらせんべい等）や行事食（クリスマス、正月、節分、ひな祭り等）を取り入れ、食文化を伝えている。調理員は子どもの食べている様子を見たり、担任から食事の様子や残食などの話を聞き、献立の反省や調理の仕方に活かし、残食は献立表・日誌に記録している。調理員は給食の手引きや衛生管理チェック表等に基づいて、衛生管理を行い、毎月「食品衛生自主管理点検表」を市の保育・幼稚園課に提出している。</p>
	2 子育て支援	(1) 家庭との緊密な連携	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。</li> <li>■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。</li> <li>■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるように支援をしている。</li> <li>■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。</li> </ul>	<p>・未満児についてはおたより帳や送迎時に保護者と情報交換を密に行っている。幼児は「保育業務支援システム」を活用し、担任は毎日の様子を配信し、送迎時にも情報交換を行っている。保護者はスマートフォンやパソコンから、「園だより」「クラスだより」、2ヶ月に1回写真をつけた配信などを「保育業務支援システム」で見ることができ、子ども達の活動状況を知ることができている。「園だより」には月のねらい、行事、子育て情報などを掲載し、「クラスだより」では保育内容や成長の様子などを伝え、理解を図っている。また、「保育業務支援システム」では身体測定結果の共有や出欠席連絡など、発育の様子や日々の連絡に活用している。保護者には個別懇談、保育参加、行事などを通じて子どもの様子を知る機会を設け、子どもの成長を共有している。個別懇談の情報や相談内容は記録し、保護者の意向を職員間で共有している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2) 保護者等の支援	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。</li> <li>■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。</li> <li>■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。</li> <li>■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。</li> <li>■ 112 相談内容を適切に記録している。</li> <li>■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。</li> </ul>	<p>・登降園時には、園長が保育主任のどちらかが園舎入口に立ち、保護者に声を掛け、困っていること、悩んでいることなどを相談できるように丁寧に接している。担任も子どもの様子を具体的に伝えながら保護者とコミュニケーションを図り、信頼関係を築いている。保護者の気持ちに寄り添いながら、子どもの成長を共に喜び合っている。「いつでもご相談ください」と個別懇談で話したり4月の「園だより」に記載し、常に相談に応じる体制を整えている。「意見（要望）への対応マニュアル」があり、「相談・意見・苦情受付記録」も整備し、相談内容については守秘義務を守り、適切に保管している。相談を受けた職員はその内容を記録し、園長、保育主任に報告をし助言を受け、必要に応じて職員会議で話し合い、共有し、園全体で支援に努めている。</p>
			② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</li> <li>■ 115 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</li> <li>■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</li> <li>■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</li> <li>■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</li> <li>■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</li> <li>■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</li> </ul>	<p>・「児童の権利に関する条約」「児童虐待の対応について」「教育・保育の手引き」等に基づいて読み合わせや園内研修を行い、早期発見や対応に取り組んでいる。「虐待を発見するための園での1日のチェックポイントを活用し、子どもの服装、身の回りの衛生面、食事の様子、発育状況、表情などを観察し、兆候を見逃さないように心掛けている。虐待が疑われた場合は、職員会議で情報を共有するとともに、福祉政策課簿ノ井分室や児童相談所、保健センター等の関係機関と連携を取り対応できるようにしている。また、実際に虐待と思われる時には経過を追って情報共有できるように記録し、体制を整えている。虐待の可能性がある場合は、家庭状況を把握し、兄弟関係がある場合は小学校などとも連携をとり地域として経過観察を継続し、家庭を見守る姿勢を大切にしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</li> <li>■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</li> <li>■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</li> <li>■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</li> <li>■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</li> <li>■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</li> </ul>	<p>・「月案」「週日案」で日々の保育を振り返って自己評価を行い、また、年間指導計画についても振り返り、次年度、次月、次週へ繋げ、保育士として主体的に保育実践の改善や専門性の向上に努めている。更に、職員会議、幼児職員会議、未満児職員会議でも保育の実践の報告と振り返りを行い、年度末には子どもの姿を職員間で確認しながら次年度の「全体的な計画」の立案に反映させている。園長や保育主任は「月案」「週日案」にコメントを記し、保育の質の向上や保育士の励みに繋げている。保育園全体として年2回実施する保護者アンケートの結果を踏まえながら、子ども達へ適切な保育ができていくか、温かい保育ができていくか等、課題を見つけその解決に向けて園内研修や面談を実施している。年2回、福祉サービス第三者評価の「内容評価項目」に準じた職員の自己評価も行い、園全体の評価に繋げると共に、職員会議で検討し、次年度の事業計画に反映させたり、保育の実践に活かしている。職員は自己研鑽のため、決められた内部研修・市職員研修だけでなく、自主的に外部のオンライン研修などに参加し専門性の向上に努めている。今年度、第三者評価を受審し、結果を保護者に報告するとともに、全体的な計画に反映させ、利用者満足度の向上に繋げている。</p>